

「簡単にお金が儲かる内職」にはご注意ください！

【相談事例】

出会い系サイトで知り合った人から、「仕事を手伝ってほしい」と言われ、内職をするように勧められた。

指示された仕事の内容は、ある販売サイトから後払いで健康食品を購入して、その商品を別の事業者へ請求書とともに送るというもので、言われたとおりにすると報酬が支払われた。

その後、別の販売サイトから商品を購入して、「使用したら体調が悪くなった」と言って解約を申し出るよう指示され、その商品を購入した。

しかし、よく考えるとあやしい仕事だと思うし、購入した商品の代金を請求されるのではないかと心配だ。どうしたらよいか。

一人で悩まず、



ご相談ください

「内職」だと言って、購入した商品を転送したり解約しただけで報酬が支払われるというのは、おかしいと考えるべきです。また、嘘を言って解約を求めることは、問題のある行為をしてしまうことになります。

今回の事例では、購入先の事業者へ事情を伝えて、商品をキャンセルすることができましたが、いったん契約した商品をキャンセルすることは困難な場合が多いので、注意が必要です。

こうした事例のほか、「内職で簡単にお金が儲かる」とのことと、その仕事をするために必要だと言われ、高額な教材を買わされたり、「サポート契約」と称した高額な契約を結ばされる、いわゆる「内職商法」の被害が見られます。

内職に限らず、「簡単にお金が儲かる」などといった、うまい話は信じないよう、十分注意してください。

「おかしい」と思ったら、一人で悩まず、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!)」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター
エルちゃん